

特定事業（愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業）の選定の一部変更について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定により、令和元年6月14日付け（令和2年3月5日付け一部変更）で特定事業として選定した愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業について、事業内容を一部変更したため、同法第11条の規定による特定事業の選定に当たっての客観的な評価を次のように変更します。

令和2年7月17日

愛知県知事 大村 秀章

1（4）の文中「を目指しています。また、それとともに、住棟の集約化により創出された用地においては、生活支援施設の導入を図ること」を削り、「整備するとともに、生活支援施設等整備企業が地域に必要とされる生活支援施設等の整備を行う付帯事業を一体的に行うこと」を「整備することにより」に改める。

1（5）アの文中「既存住棟等」を「既存集会所等」に、「生活支援施設等整備企業が生活支援施設等の整備、及び、提案に応じて、用地活用企業が民間施設等の整備を行う付帯事業を行うものです。」を「提案に応じて、用地活用企業が民間施設等の整備（付帯事業）を行うものです。」に改める。

1（5）イ（ア）の項の「b 建替集会所」を「b 建替集会所等」に改める。

1（5）イ（イ）の項の「既存住棟等」を「既存集会所等」に改める。

1（5）イ（ウ）の項を削る。

1（5）ウの文中「（エ）」を「（ウ）」に改める。

1（5）ウ（ア）の文中「、生活支援施設等」を削る。

1（5）ウ（イ）bの項を次のように改める。

b 既存集会所等の解体撤去に関する業務

- ・既存集会所等の解体撤去に関する設計
- ・既存集会所等の解体撤去工事
- ・既存集会所等の解体撤去に関する工事監理
- ・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

1（5）ウ（イ）dの項の「瑕疵担保検査の実施」を「契約不適合責任検査の実施」に改める。

1（5）ウ（ウ）の項を削る。

1（5）ウ（エ）の項中「活用用地の取得は、当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去が完了し、県が行う」を「活用用地の取得は、県が行う当該用地に立地する既存住棟等（既存集会所等を除く。）の解体撤去が完了し、」に改め、「建替住棟等整備後」を削り、同項を（ウ）の項とする。

1（6）アの文中「令和2年7月」を「令和2年12月」に改める。

1（6）イの文中「、既存住棟等の解体撤去」を削り、「令和2年7月から令和6年1月まで」を「令和2年12月から令和5年8月まで」に改める。

1（6）ウの文中「活用用地内の既存住棟等の解体撤去完了後、」を削る。

1 (7) ア (ア) の文中「令和2年度以降、」を削る。

1 (7) ア (イ) の文中「d 建替集会所の整備に関する業務」を「d 建替集会所等の整備に関する業務」に改める。

1 (7) イ の項中 (イ) の項を削り、(ウ) の項を (イ) の項とする。

2 (2) ア の表中「割引率1.3%」を「割引率1.1%」に改める。

2 (2) ウ の文中「約11.4%」を「約9.0%」に改める。

2 (3) ウ の項を削る。

2 (4) の文中「約11.4%」を「約9.0%」に、「施設整備等の本体事業とともに付帯事業の効率的な実施が期待できます。」を「良質な建替住棟等の整備の効率的な実施が期待できます。」に改める。